令和7年度第2回朝霞市子ども・子育て会議

令和7年8月22日（金）開催

様式第３号（第１３条関係）

会議録

会議の名称	令和７年度第２回朝霞市子ども・子育て会議
開催日時	令和７年８月２２日（金）午後２時から午後４時１５分まで
開催場所	朝霞市役所 別館５階　大会議室（手前）
出席者の職・氏名	【委員　１９人】 嶋﨑会長、鈴木副会長、富岡委員、宮野委員、藤巻委員、 村山委員、大谷委員、川合委員、岡部委員、亀谷委員、 政委員、西委員、片山委員、吉村委員、安孫子委員、 渡邉委員、図師委員、平田委員、原委員 【事務局　１４人】 堤田こども・健康部長 玄順こども・健康部次長兼保育課長 保育課：金子補佐、橘係長、鍋島係長、山守係長、臼倉主査、 伊地知園長（本町保育園） こども家庭センター：渡邉室長、曽我係長 こども未来課：高橋課長、荒谷係長、渡辺主任、榎本主任
欠席者の職・氏名	【委員　６人】 山谷委員、小林委員、戎井委員、佐藤委員、宮永委員、串田委員
議題	・議題（１）第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について ・議題（２）公立保育園の今後のあり方について ・議題（３）朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の 保育園等受入れガイドラインの改正について ・議題（４）その他

<table>
<tr><td>会議資料</td><td colspan="2">・本日の会議次第
・資料１　　　朝霞市子ども・子育て支援事業計画
　　　　　　　評価フローチャート
・資料２－１　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　支援事業
　　　　　　　進捗状況一覧
・資料２－２　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　【支援事業】
　　　　　　　進捗管理シート（令和６年度事業）
・資料３－１　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　関連事業
　　　　　　　進捗状況一覧
・資料３－２　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　【関連事業】
　　　　　　　進捗管理シート（令和６年度事業）
・提出物１　　子ども・子育て支援事業計画　支援事業
　　　　　　　評価シート
・提出物２　　質問票
・提出物３　　子ども・子育て支援事業計画　関連事業
　　　　　　　評価コメントシート
・提出物４　　子ども・子育て支援事業計画　関連事業
　　　　　　　評価検討シート
・資料４　　　公立保育園の今後のあり方について
・資料５　　　朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の
　　　　　　　保育園等受入れガイドラインの改正
・別添１　　　「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組事例の
　　　　　　　報告
・別添２　　　こども家庭センターの新たな取組について

　第１回会議資料（差し替え）
・資料１　　　朝霞市子ども・子育て会議　委員名簿
・資料５－３　朝霞市子ども・子育て会議　部会名簿（案）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">会議録の作成方針</td><td colspan="2">□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">■電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録での保管（保存年限　　　年）</td></tr>
<tr><td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td>■会議録の確認後消去
□会議録の確認後　か月</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議録の確認方法
会長及び副会長による確認</td></tr>
<tr><td>傍聴者の数</td><td colspan="2">１人</td></tr>
<tr><td>その他の必要事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
【山守係長】 　本日は、お忙しい中、令和７年度第２回朝霞市子ども・子育て会議に御出席いただきありがとうございます。 　はじめに、会議の公開つきまして御説明します。 　「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっておりますので、本日の審議会は、開会前に傍聴人を傍聴席へ案内する運用といたします。また、会議の途中に傍聴希望人がいらっしゃった場合においても、傍聴要領に沿って定員５人までは入室していただきますので御了承ください。 　なお、傍聴人につきましては、傍聴要領に記載された事項をお守りいただいた上で傍聴をしていただくことになります。守るべき事項に反する行為をされた場合には、退場していただくことがございます。 　次に、会議録の作成におきましては、発言者名を明記させていただきますので、恐れ入りますが、発言の際にはお名前をおっしゃってから、御発言をお願いします。 　会議の公開及び会議録の作成については以上でございます。 　定刻となりましたので、ただいまから令和７年度第２回朝霞市子ども・子育て会議を開催いたします。 　進行を務めさせていただきます。保育課の山守と申します。 　どうぞよろしくお願いします。 　本日の委員の出欠席について御報告します。 　本会議は子ども・子育て支援法第７２条第１項の規定に基づき設置されたもので、朝霞市子ども・子育て会議条例により、その組織や運営等について定めております。 　条例第７条第２項の規定によりまして、会議については委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 　本日の出席委員は１９名ですので、会議の成立要件である委員の定数以上２５名の過半数の１３名を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告します。 　なお、山谷委員、小林委員、戎井委員、宮永委員、串田委員、佐藤委員からは事前に欠席の連絡を頂いております。 　次に資料の確認をいたします。 　机上にお配りした資料として、まず ・資料１　　　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　評価フローチャート ・資料２－１　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　支援事業 　　　　　　　進捗状況一覧 ・資料２－２　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　【支援事業】 　　　　　　　進捗管理シート（令和６年度事業） ・資料３－１　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　関連事業 　　　　　　　進捗状況一覧 ・資料３－２　朝霞市子ども・子育て支援事業計画　【関連事業】 　　　　　　　進捗管理シート（令和６年度事業） ・提出物１　　子ども・子育て支援事業計画　支援事業　評価シート

・提出物２　　質問票
・提出物３　　子ども・子育て支援事業計画　関連事業
評価コメントシート
・提出物４　　子ども・子育て支援事業計画　関連事業
評価検討シート
・資料４　　　公立保育園の今後のあり方について
・資料５　　　朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等
受入れガイドラインの改正

・別添１　　　「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組事例の報告
・別添２　　　こども家庭センターの新たな取組について

最後に、第１回会議資料で訂正がありましたので、差し替え資料として、
・第１回会議資料　資料１　朝霞市子ども・子育て会議　委員名簿
・第１回会議資料　資料５－３　朝霞市子ども・子育て会議　部会名簿（案）
以上となります。資料に不足がある方は挙手願います。

これからの議事進行は、朝霞市子ども・子育て会議条例第７条の規定のとおり、会長にお願いしたいと存じます。
それでは、嶋﨑会長、よろしくお願いいたします。

【嶋﨑会長】
みなさん、こんにちは。今日はよろしくお願いいたします。
それでは、早速、議題に入りたいと思います。
議題（１）「第２期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理」について、事務局から説明をお願いします。

【荒谷係長】
こども未来課の荒谷と申します。よろしくお願いします。
それでは、「第２期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理」につきまして説明いたします。

事業計画の進捗管理につきましては、現行の計画に位置付けている、市の事業について、年度ごとに、委員の皆様に御評価・御審議いただき、報告書への取りまとめを行っております。つきましては、今回、令和６年度に市が実施した取組について、評価をしていただくための説明をさせていただきます。評価の仕方や流れは昨年度と同様ですが、今年度新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、改めて説明をさせていただきたいと思います。昨年度から引き続き委員をされていらっしゃる方は、再確認としてお聞きいただければと思います。

はじめに、資料１から資料３－２までと提出物１から４までを御準備ください。
まず、資料１を御覧ください。
資料１は進捗管理のフローチャートとなっており、太枠になっている項目が、今後、委員の皆様に実施していただきたい内容となっております。
それでは、上から順番に説明をしてまいります。

まず、左上にあります、Ａ「令和６年度各事業に対する事業課の自己評価」については、各事業担当課において令和６年度の自己評価をしていただいております。資料としましては、資料２－１、２－２、３－１、３－２に当たります。

フローチャートのＢ「令和７年度第２回子ども・子育て会議　進捗管理シートの説明等」は今回の会議がこれに当たります。

Ｃ「インタビュー（希望者)」につきましては、事業を評価するに当たり、資料２、３を御確認いただいた中で、さらに詳しくお聞きになりたい場合や疑問点があった場合に、事業課に直接インタビューまたは書面で質問をされたい委員のみに実施していただくものとなっております。

希望される委員は、(提出物２)「質問票」に質問されたい事業番号と質問内容、インタビュー希望の有無を御記入いただき、９月１２日（金）までにこども未来課へ御提出ください。

なお、事業課とのインタビューは９月下旬で調整させていただきますが、調整が付かない場合もございますので、その場合は質問内容をお伺いし、事務局から事業課に質問後、回答させていただきますので御了承ください。

また、フローチャートに記載はございませんが、委員からの質問と事業課からの回答につきましては、１０月上旬頃に委員の皆様へ共有させていただきますので、評価をされる際の御参考としていただければと思います。

次に、Ｄ「子ども・子育て支援事業計画（支援事業）評価」につきましては、資料２－１、２－２に記載されている１５事業について評価していただきます。こちらに記載されている１５事業については、全ての委員の評価が必須となります。

水色の用紙、支援事業評価シート（提出物１）を御覧ください。資料２の１５事業について評価していただき、こちらのシートに御自身の評価（ＡからＤ）とその評価をされた理由を御記入ください。なお、御質問につきましては、こちらのシートではなく、提出物２の質問票に御記入をお願いいたします。

フローチャートに戻りまして、Ｅ「子ども・子育て支援事業計画（関連事業）評価」につきましては、資料３－１、３－２に記載されている１３２の関連事業について評価をお願いするものとなっており、先ほどの１５事業とは異なり、委員の評価は任意となります。

こちらの評価には、「提出物３」、「提出物４」を御使用ください。評価の内容により使用する用紙が異なりますので御注意いただければと思います。

まず、「提出物３」につきましては、「評価コメントシート」となっており、事業課の自己評価と同じ評価とするが、意見やコメントがある場合に御記入いただくシートとなっております。事業番号とそのコメント等を御記入ください。

なお、こちらに記載いただいた意見やコメントにつきましては、報告書のコメント欄に記載をさせていただきます。

次に、「提出物４」につきましては、「評価検討シート」となっており、事業課の自己評価と御自身の評価が異なる場合に御記入いただくシートとなっております。事業課の自己評価と異なる評価をした理由を御記入ください。

重ねての御案内になりますが、資料３に記載されております１３２の関連事業に

ついては評価が任意となりますので、特に御意見等がない場合は、「提出物３」、「提出物４」は提出不要となります。また、事業に対しての御質問がある場合については、提出物２の質問票に御記入をお願いいたします。

フローチャートに戻りまして、Ｆ「評価シートの提出」につきましては、１０月１０日（金）までに各種評価シートの御提出をお願いいたします。
繰り返しとなりますが、提出物１は必須となりますので、全ての委員に御提出いただきます。「提出物３」、「提出物４」につきましては、提出は任意となります。
フローチャートの★印に記載されておりますように、シートの御提出はメールでも可能となっております。メールでの御提出を御希望される場合は、シートをお送りいたしますので、こども未来課へ御連絡ください。

ここまで、評価シートの御提出までの流れについて説明をさせていただきましたが、具体的な事業例を御確認いただきながら実際に評価していただく際の確認内容などを見ていきたいと思います。
資料２－１、２－２をお手元に御準備ください。
まず、資料２－１は支援事業の１５事業についての進捗状況一覧となっております。
ここには、表の右端にありますように、令和２年度から令和５年度の最終評価と、令和６年度の事業課の自己評価が記載されています。上から順に進捗状況を見ていただきますと、令和５年度と令和６年度の評価で変更のない事業もあれば、事業番号６－（２）のように評価が変更となった事業もございます。
では、資料２－２を御覧ください。
こちらの資料では、資料２－１の表の上から順に、事業課が作成した進捗管理シートをまとめています。
１枚めくっていただき、事業番号５「幼児期の学校教育・保育の提供」を御覧ください。こちらの事業につきましては、資料２－１で令和５年度、令和６年度ともにＡ評価となっております。
進捗管理シートには平成２７年度から令和元年度までの第１期計画期間における市の現状と、令和２年度以降の第２期計画期間の実績や確保の方策、具体的な事業内容などをまとめています。これらの内容を基に、事業課が令和６年度の自己評価ランクを決定しております。
次に、事業番号６－（１２）を御覧ください。
事業課の令和６年度の評価はＢとなっております。資料２－１を御覧いただきますと、こちらの事業については令和５年度もＢ評価としておりましたので、Ａ評価以外の評価が続いております。
このように、Ａ以外の評価が続いている場合や令和５年度と評価が変わった場合については、進捗管理シートの自己評価ランクの下の欄に、「自己評価ランクの理由」を記載しております。このような内容も併せて御確認いただき、１５事業について御評価くださいますよう、お願いいたします。

次に、１３２の関連事業の進捗状況の評価について説明いたします。
資料３－１及び資料３－２をお手元に御準備ください。
先ほど説明をさせていただきましたとおり、こちらの１３２の事業につきましては評価が任意となっております。
資料の構成は、資料２で説明をさせていただいた１５事業と同様、資料３－１が

１３２事業の一覧、資料３－２が事業課の進捗管理シートとなっております。評価をされる際は、資料３－２の進捗管理シートを御確認いただき御評価ください。
なお、事業番号３７の障害児放課後児童クラブ事業と事業番号９５の朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催につきましては、令和４年度をもって事業終了となっておりますので、評価の対象外となります。

それでは、再度、資料１のフローチャートを御覧ください。
これまで、フローチャートのＦ「評価シートの提出」まで説明をさせていただきました。
１１月７日（金)、委員から御提出いただいた評価シートを基に、フローチャートのＧ「第３回子ども・子育て会議」におきまして、会議体としての評価の取りまとめを行っていただきます。
その後、事務局で報告書案を作成し、フローチャートのＨ「第４回子ども・子育て会議」において報告書案の御確認・御承認をいただき、最終的な報告書が完成となります。
以上が、第２期朝霞市子ども・子育て支援事業計画（令和６年度分）の進捗管理についての説明となります

【嶋﨑会長】
ありがとうございます。
確認ですが、評価シートの提出は１０月１０日（金）で間違いないですか。

【荒谷係長】
はい、間違いありません。１０月１０日（金）でございます。

【嶋﨑会長】
１番最後の説明では１１月７日（金）とありましたが。

【荒谷係長】
１１月７日（金）は第３回朝霞市子ども・子育て会議の開催日となっております。

【嶋﨑会長】
わかりました。
今、資料１をベースに、評価フローチャートに基づいて説明いただきました。
ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問ございますか。

【西委員】
市議会議員の西と申します。
細かいインタビューや質問については提出物で行うと思いますので、シートの見方や人数、計算方法についてお伺いします。
資料２－２の事業番号６－（３）ですが、この事業の量の見込み、確保内容及び実績の延べ数について、例えば１人の子を３日間預かった場合、３になるという認識で大丈夫ですか。それから、その下にある、事業の実施により得られた成果というところで、年間利用者数（延べ数）２６人となっていますが、ここについて詳しく教えてほしいです。
例えば、令和６年度、事業の量の見込み、確保内容及び実績というところで、令和

２年度から令和６年度まであって、量の見込み７０人、確保の内容７０人、実績９０人とありますが、この実績は９０人が利用したのか、１人の子が何回も利用してトータル９０になっているのか、教えてほしいです。

【渡邉室長】
　お答えいたします。
　こちらについては延べ人数になります。１人の子が何日も利用することがございますので、その積み上げということでございます。

【西委員】
　そうですよね、内訳とかまでは出ないですよね。

【渡邉室長】
　今、手元に正確な資料がございませんので確認をさせていただいて、またお答えさせていただきます。

【西委員】
　普段の生活に馴染みのない言葉が出てきたので、もう少しわかりやすく、細かいものがあると嬉しいなと思いました。
　よろしくお願いします。

【嶋﨑会長】
　確認が取れた後、回答していただけるということでよろしいでしょうか。

【渡邉室長】
　今確認させていただいて、この会議中にはお答えさせていただきます。

【嶋﨑会長】
　その他、いかがでしょうか。

【村山委員】
　放課後児童クラブの村山です。
　今年が初めてなのでよく見ないとわからない部分が多いですが、評価シートについて、全部書かないと駄目ですか。わかるところだけを評価することは可能ですか。

【高橋課長】
　失礼します。
　まず、支援事業と関連事業というふうに分かれております。この支援事業の１５事業というのは、こども・健康部という部に属している私たちが、直接、子育て支援として取り組んでいる事業になります。こちらは国で定められた事業を５年間の中でやっていきなさいというもので、これに関しての評価は必須でいただきたい内容になります。

【村山委員】
　青い紙の方ですか。

【高橋課長】
はい。
それから、１３２事業というのが、この市役所全体で子育て関連の事業として位置付けた場合の事業数となっております。中には、評価がずっとＡの事業については「このままでいい」というような評価の仕方もありますし、先ほど御説明したとおり、Ｂ評価だったものがＣ評価になっている場合は「どうしてですか」といった質問があるかと思います。
１３２全てで評価をいただくというよりは、この中で気になったところについて御質問を頂くという形でございます。

【村山委員】
もし聞きたいことがあれば、そこをピックアップする、評価できるところがあれば、ピックアップして評価をすることが可能である、ということですね。
わかりました。ありがとうございました。

【嶋﨑会長】
よろしいですか。
確認ですけれども、資料１評価フローチャートのＤが、資料２－１、資料２－２に該当し、委員のみなさんが評価をした上で絶対に提出しないといけない、ということですね。
Ｅの部分が資料３－１、資料３－２に該当するものであり、これについては必ずしも評価をして提出する必要はない、ということになります。
その他、いかがでしょうか。

【宮野委員】
幼稚園保護者の宮野綾子です。よろしくお願いします。
ファミリー・サポート・センター事業６－（９）について、私も実際にファミリー・サポートを２年前から利用していますが、こちらの依頼会員数１，６４８人、提供会員数が２０５人と書いてあり、多分１，０００人以上はマッチングができていない数字じゃないかなと思いました。これで、評価がなぜＡなのか、理由をちょっとお聞きしたいと思います。

【嶋﨑会長】
いかがでしょうか。

【玄順次長】
保育課の玄順と申します。よろしくお願いいたします。
ファミリー・サポート・センター事業の計画のＡ・Ｂ・Ｃにつきましては、この事業計画を立てたときの事業見込み、量の見込みと確保の内容ということで、令和６年度については１日９人を受けることを計画上の目標にしております。２００人しか提供会員が居ないから上手くマッチングしていない、ということではなく、あくまでも目標数値に対して確保できた、達成できているといったところを評価しております。
この部分については、量の確保をすればいいのか、質の確保をすればいいのかによって評価の視点が異なるため以前からよく取り上げられておりますが、今回のＡ評価については、目標値を達成できているから評価をした、という事業課の判断になり

ます。
　こちらを質の評価として、全然足りていないというふうに判断された場合、委員の皆様がＢ評価やＣ評価としていただくことは可能でございます。
　以上です。

【宮野委員】
　ありがとうございました。

【嶋﨑会長】
　事業課が出した評価に対して、果たしてその評価が妥当かどうか、という意見を我々委員が出すことに重要な意義があるので、ぜひそういった意見を出していただければと思います。
　その他、いかがでしょうか。

【西委員】
　今の流れで確認ですが、例えば自己評価にＡと記載があった場合、それは目標値であるとか、見込み数に対しての評価であって、私たちは私たちの視点で評価をしていい、ということで大丈夫でしょうか。

【高橋課長】
　はい、そのとおりでございます。
　第３回の会議で皆様の評価を様々な御意見として議論いただき、例えば、会長に諮っていただいて、最終的にこの会議体ではＢ評価とします、という形で決定をいたします。そして、４回目の会議で会議体としての報告書をお示しするという流れになりますので、皆様の評価をいただきたいということでございます。

【嶋﨑会長】
　先ほど西委員から質問があった件について、対応はいかがでしょうか。

【渡邉室長】
　現在、確認をしているところでございます。

【嶋﨑会長】
　その他、いかがでしょうか。
　お願いします。

【安孫子委員】
　なかよしねっとの安孫子です。
　今のお話にあった、量の見込みに対する評価というところでは、多分、他の事業でも同じような評価のされ方があるのではないかと思います。事業ごとに「このＡは何に対するＡです」といった説明等はここを見る限りちょっとわからないですが、全部が量に対する評価ということでしょうか。

【嶋﨑会長】
　いかがでしょう。

【高橋課長】
　基本的には、目標値に対して実績値がどうだったか、ということで評価をしている部分が大多数かと思います。ただ、評価が変わっている場合など、推進に関する課題ですとか、そういうところに書き込んでいる状況ですので、基本的には量の見込みの部分で判断している部分になるかと思います。

【嶋﨑会長】
　よろしいでしょうか。

　（資料２－２の事業番号６－（３）について）それでは、説明をお願いできますか。

【曽我係長】
　まずこの人数ですが、上の表の実績部分に書かれている年９０人というのは、その下の施策の進捗状況と成果の部分に書かれている実績値９０日間とイコールと捉えていただいて大丈夫です。
　令和６年度につきましては、延べ２６人の方が合計で９０日間ショートステイを利用したという統計になっております。
　以上です。

【嶋﨑会長】
　よろしいでしょうか。

【西議員】
　はい。

【嶋﨑会長】
　９月１２日（金）までに、インタビュー等の質問票は提出とありますので、数値の解釈等も含めて、評価するときに質問していただいてもいいと思います。
　その他、御質問ございませんでしょうか。

　それでは、時間の関係もございますので次に進めてまいりたいと思います。
　議題（１）を終結しまして、次の議題に進みたいと思います。
　お忙しいとは思いますけれども、１０月１０日（金）を目処として、御提出をよろしくお願いいたします。

　続きまして、議題（２）「公立保育園の今後のあり方」についてということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【橘係長】
　保育課の橘です。
　私から、公立保育園の今後のあり方について御説明をさせていただきます。
　資料４の１ページを御覧ください。
　本市では、全てのこども・若者が幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」を実現するため、令和７年３月に朝霞市こども計画を策定したところです。今後はこの計画に基づき、様々なこども・若者政策を推進していくことになりますが、そのためには多額の財源が必要になると考えております。

１ページ目、中央のグラフを御覧ください。
こちらは、市予算に占める保育園費の割合を平成１６年度と令和７年度で比較したものです。この２０年ほどで年間６６億円、市予算全体に占める割合もおよそ４倍に増加しています。こども・若者政策に係る新たな財源を確保するためにも、今後もさらなる上昇が見込まれる保育園費を抑制できないか検討しているところでございます。

資料の２ページを御覧ください。
１番上に記載しておりますのは、その保育園費の大部分を占める令和７年度現在の市内認可保育施設の内訳となります。中でも市内に１１園ある公立保育園の経費につきましては、平成１６年度に公立保育園に対する国・県の補助金が廃止されて以降、市にとりまして重い財政負担となってまいりました。
中央のグラフを御覧ください。
こちらは埼玉県内の認可保育所の推移となります。平成２７年度から現在の子ども・子育て支援新制度が施行され、小規模保育施設など、国・県の運営費補助対象となる新たな施設が誕生するとともに、待機児童解消のため、認可保育園が多く整備されました。しかし、御覧のとおり、保育所自体は多く増加している反面、青色で示された公立の保育所自体は減少しています。
これは先ほども申し上げましたとおり、平成１６年度に公立保育園に対する国・県の補助金が廃止された影響と考えられ、近隣市におきましても、公立保育園の廃止や民設化が進んでいるところです。
以上の点を踏まえまして、今後の公立保育園に係る経費を削減するため、公立保育園の今後のあり方について、委員の皆様にお諮りしたいと存じます。
今後につきましては、保育園等運営検討部会の中で十分に御審議をいただきまして、その結果を次の第３回子ども・子育て会議で御報告させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
私の説明は以上となります。

【嶋﨑会長】
ありがとうございます。
ただいま、「公立保育園の今後のあり方」について事務局から説明がございました。事務局の説明について御意見、御質問ございませんでしょうか。
はい、お願いします。

【西委員】
市議会議員の西です。
こちら、意見になりますが、細かいことは保育園等運営検討部会で審議していくと思います。しかし、最初の目的という部分で、多額の財源が必要になるから保育園費の圧縮が求められるというところがちょっと引っかかりました。若者施策を推進していくために保育園費を圧縮しなければいけないというところが、保育園費だけではなく、本来は全庁的に行き過ぎたサービスだとか、いろいろ見直しをしなければいけないはずなので、そこだけちょっと意見として述べさせていただきます。
以上です。

【嶋﨑会長】
その他、いかがでしょうか。

【渡邉委員】
市民会議の渡邉です。
多分、保育園は世間で言う新自由主義の中でいかに効率よくやるか、ということが前提にあると思います。そうすると、公立保育園では全員正規職員で運営しなければいけない、民設の場合はパートで運営できる部分がある。そういう中で、公立化という意味では、新自由主義の方が保育園を運営するに当たってお金がかからない。そういった背景から、現実的にはシフトしてきているのではないかと思います。
逆に言うと、国の施策でこどもまんなか社会と言っていながら、実際の現場としては働き方改革になっていない、希望とニーズが上手くリンクしてないのではないか。このような状況になってしまったため、そのしわ寄せが現場まで来て、実際に保育する上で１番難しい部分になってしまっている。それが、国の方でもう少し手厚い施策があれば仕掛け的に変わってくるのではないかと思います。その辺りの根本的なルールが、多分、行政（役所）の現場サイドで保育施設を増やすということになっても、なかなかできないのが現実ではないかという感じがすごくします。
今までのみなさんの意思表示がずっと社会の中で構成されてきている結果として、今の状態になっているのではないかなと。他人事みたいな話ですが、いろいろな部分でルールを作って、変えてきたが現実にはそういうことが起きているのではないかと私は思っています。ただ、やっぱりこどもを大事にしてない状態ではないかなと思っています。
以上です。

【嶋﨑会長】
はい、どうぞ。

【大谷委員】
すいません、今のお話についてですが、民設保育園の方が有資格についてはすごく厳しいルールがあります。対して、公立保育園は、余剰のパート職員については無資格でも可能というルールがずっと昔からあります。しかしながら、昨今の人手不足もあり、ここ２～３年の間で、民設保育園についても余剰のパート職員が無資格の方でも配置することが可能となりました。
民設保育園から見ても、公立保育園はその市のモデルとなる園なので絶対にあった方がいいと思っています。
ここで現状をお伝えさせていただきますが、今、０歳児の待機が非常に増えています。これは育休の奨励ですとか、いろいろなことが関係していると思いますが、０歳児の入園希望者が少なくなるというのは、民設保育園の運営をものすごく圧迫することに繋がります。現在、公立保育園の０歳児の定員見直し等を実施されているのはよくわかっておりますが、もし、ますます民設保育園の０歳児の入園者数が減るとなると、本当に申し訳ないですが、民設保育園を助けていただきたいなというふうに思っております。
以前は、待機児童が非常に多いと言われていましたが、だいぶ状況が変わってきて、民設保育園も非常に難しい運営状況になってきています。そのため、ぜひいろいろと相談に乗っていただきたいなと思っているところです。

【玄順次長】
いろいろと御意見を頂きありがとうございます。
今回、議題として挙げさせていただいたのは、あくまでも公立保育園のあり方につ

いてですが、公立保育園も民設保育園も配置基準は同じになります。有資格の保育士を配置するという部分は同じですし、民設だからと言ってパートタイムの職員を配置しているというわけではございません。公立でもパートタイムの保育士は配置しておりますので、我々保育課としては、違いはないというふうに考えております。ただ、公立保育園は、セーフティネットという役割が大きい部分もありますので、これをなくすといったことは全く考えておりません。

先ほどの説明にもありましたが、公立保育園は三位一体の改革というのが平成１６年にございまして、そのときを境に、国・県からの補助金が全てなくなり、市の財源だけになってしまったというところで負担が大きくなっています。民設保育園の場合ですと、国・県からの補助金がありますので、同じ人数、定員の保育園を運営した場合でも、市が負担する割合が大きくなります。この部分をどうにか見直していけないか、というところを視点に考えていきたいと思っておりますので、今の良い部分を大切にしながら、いかに税金という限られた資源を上手く使うことができるかということも含めて、今後の部会等でお示し、議論させていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【嶋﨑会長】

はい、どうぞ。

【村山委員】

村山です。

先ほど、民設と公立では、基本的なルールは同じであり、同じような影響であるという話だったと思いますが、実際、私自身がこどもを公立保育園に預けていたときに、民設保育園の方が手厚いのではないか、と思ったことはあります。

詳しいことはわからないですが、ＩＴ化が進んでいる、そもそも建物が古い、といったことが挙げられるかと思いますが、ぜひ標準化を進めていただきたいです。同じ保育料をどの家庭でも払っているのに園ごとに対応できる内容に違いがある、という状況が起きないようぜひ力を入れていただけたら保護者としては嬉しいなと思いましたので、これは意見としてお伝えさせていただきます。

ありがとうございます。

【吉村委員】

こどもの居場所ネットの吉村です。よろしくお願いします。

先ほどの公立だと国とか県の補助金がなく、市の財政で運営する、民設だと国の補助金が出る、という違いがあることを今回初めて知りました。

０歳児を預けている保護者は、他の年齢のこどもを預ける保護者よりも高い保育園料を支払うと思うのですが、例えば、単純に０歳児の定員がいっぱいの保育園と、５歳児の定員がいっぱいの保育園とでは入ってくるお金もまた違うということになるのでしょうか。

【橘係長】

お答えさせていただきます。

保育園における保護者の方に御負担いただく保育料ですが、まず、３歳以上に関しては無償化とされておりますので、民設であっても公設であっても金額は変わりないです。０歳児、１歳児、２歳児については、保護者の方の御家庭の状況、住民税の

金額等で決定し、算定された金額をお支払いいただくことになります。
　補足させていただきますと、民間保育所には、国、県や市の合わせた補助金を交付しています。その金額というのは、年齢が低いほど、つまり０歳児が１番高い金額になります。先ほど、大谷先生が民間保育所にとって０歳児の入園が重要だとおっしゃったのは、そういうことになります。
　以上です。

【吉村委員】
　ありがとうございます。理解できました。
　そうなると、極端な例ですが、公立保育園の場合、５０人保育している場合と、１００人保育している場合とで市に入ってくるお金は一緒ということでしょうか。公立保育園では３歳児以上の保育料が無償化ということであれば、民設保育園に０歳児を多く受け入れてもらい、３歳に達したときに公立保育園で保育をしていただく方が財政的にいいのではないかと感じました。
　保護者にとっては転園という形になりますが、乳児に比べて幼児の方が先生１人当たりの保育可能となる人数も多くなるので、需要と供給といった面でバランスもとれるのではないかと思いましたが、それもまたちょっと違いますかね。

【橘係長】
　私の説明が不足していた部分があったかと思います。また、このような言い方が適切かどうか不確かではありますが、保護者の方にお支払いいただいている保育料というのは、実はこども１人を１か月お預かりする総額に対しては非常に低い金額になっております。だいたい、０歳児のお子さん１人を民設の保育所で預かっていただくと、１か月で２０万円以上、市から国・県の補助金と合わせてお支払いしている形になります。そのため、そもそも保育料自体と言うよりは、低年齢児のお子さんの場合、保育士１人当たりの保育可能人数が少ないので、やはりどうしてもそこにかかる保育経費というのが高くなります。
　公立と民設で１番の大きいな違いは、民設はその４分の３が国・県から市に入ってくる。ただ、公立の場合はないため全て市の負担になってしまう、という形になります。

【吉村委員】
　すごい難しいのだと思いました。
　先ほど村山委員もおっしゃっていましたが、私自身もこども２人を公立保育園に預けており、民設に預けている保護者に話を聞いたとき、民設の方が手厚さとかフォローがすごくあって、いいなという思いがありました。しかし、今のお話を聞くとものすごく厳しい財政状況の中で頑張っていただいて、サービスの質を落とさないように運営していただいているというのを感じました。また、公立保育園は先生方が異動することで経験のある若い方から定年間際の方まで在籍されていることがわかり、すごく良かったと思う点がたくさんありました。
　主として、公立保育園への入園を基本としつつ、民設でフォローしていただくというような方法にしなければ、公立保育園は今後も減少していくのではないかと感じました。
　すいません、まとまっていなくて。
　以上です。

【嶋﨑会長】
　ありがとうございます。
　その他、いかがでしょうか。

　今回は、公立保育園の今後のあり方についての検討をしたいという頭出しのような形でしたが、今後は、前回会議資料５－３に記載されています、保育園等運営検討部会、鈴木先生をはじめとした９名のメンバーで、今、みなさんから頂いた意見を参考に検討していただくということになると思います。
　公立保育園については、先ほど吉村委員がおっしゃったとおり、長きに渡る伝統等や保育の知の蓄積もあるかと思いますので、その辺りのところも含めながら、今後の持続可能性とか市の財政のことも総合的に検討いただき、第３回の子ども・子育て会議に検討結果を報告していただきたいと思っております。
　以上、よろしいでしょうか。

　それでは続いて、次の議案にまいりたいと思います。
　議題（３）「朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正」について、事務局から説明をお願いします。

【臼倉主査】
　保育課の臼倉と申します。よろしくお願いいたします。
　資料５を御用意ください。
　「朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正」についてです。こちら、市内の保育園において障害のあるお子さんや、発達が気になるお子さんの受入れに関する要綱とガイドラインになります。
　現在、保育課でこの要綱とガイドラインの改正に着手しており、今後、子ども・子育て会議の部会の１つである、保育園等運営検討部会にて改正案を御審議いただきたいと考えていることから、本日は要綱とガイドラインの改正の方向性などについて御説明をさせていただきます。

　まず、用語について御説明いたします。
　「育成保育」について、朝霞市の育成保育は、心身に障害等がある児童について小学校への就学を支援するという福祉的観点から、保育士等の加配を行い、実施する統合保育になります。
　「加配」とは、職員を追加で配置することをいいます。
　育成保育は、育成保育のための入所手続により入所する児童の利用調整を行っております。一方で、「一般申請加配保育」とは、保育所等に通常の入所手続で入所が内定し、または入所した要配慮児童、障害のあるお子さんや発達が気になるお子さんに対し、保育士等の加配を行い実施する統合保育になります。
　また、「医療的ケア児保育」とは、医療的ケア、例えば痰(たん)の吸引やインスリンの注射などが日常的に必要なこどもに対し、看護師等の加配を行い実施する統合保育になります。

　「統合保育」という言葉が出てきておりますが、「統合保育」とは、心身の障害にかかわらず、こどもたちが保育所等において共に育ち合う中で、お互いをわかり合い、助け合える豊かな人間性を育み、安全で健やかに生活できることを目的とした保育として定義しております。

要綱等の制定状況でございますが、従前は、保育園において障害のあるお子さんの受入れについてお断りをするケースがあった中で、当時の保育課と公立保育園の先生とで統合保育について議論し、平成１３年度、小学校への就学を支援するという福祉的観点から、公立保育園で行う育成保育実施要綱を定めました。

障害のある子を受け入れるという現在のインクルーシブ保育にも繋がるこの取組は、当時、待機児童が問題化している中で、全国的にもかなり先進的なものであったと考えております。

その後、市内の保育園と在園する児童の数は増えていき、障害のあるお子さんや発達が気になる子も増加する中で、公立だけでなく、民間保育園でも受入れが広がってまいりました。

また、公立保育園で、今で言う医療的ケア児である導尿が必要なお子さんの受入れがあり、今後、医療の進歩とともに増加していくであろう医療的ケア児の保育に取り組む必要があることから、令和２年度、朝霞市では、医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインを作成しました。

また、令和３年度、育成保育実施要綱に、加配保育と医療的ケア児を追記する要綱の改正を行っております。

続いて、２「現在の育成保育等の児童数」について、過去３年のそれぞれの児童数を掲載しております。

令和６年度の育成保育、加配保育、医療的ケア児は、合計すると１６４人であり、全体の在園児数に対して４．２％になります。

続いて、３「改正の方向性案」です。

資料では、これらの点について列挙しておりますが、要綱とガイドラインの改正に着手した背景を御説明します。

国は令和３年に医療的ケア児支援法を施行し、医療的ケア児の生活を社会全体で支援するという理念の下に、官民を問わず、保育所の設置者の責務として、在籍する医療的ケア児に対して適切な支援を行うと規定されています。

そのような中、現行の朝霞市ガイドラインは公立保育園での取扱いだけを定めているため、ガイドラインを改正し、今後は、公設園だけでなく、御協力いただける民間保育園に受入れを含めた内容に変更したいと考えております。

また、朝霞市の医療的ケア児の受入れは、現行の要綱とガイドラインでは、原則、育成保育の入所手続に沿って対応しておりましたが、制度の目的や受け入れる年齢などから、育成保育と医療的ケア児保育で入所手続を整理する必要があると考えております。

こうした背景から、本日の資料に列挙した事項について、保育園等運営検討部会にて御審議いただき、その後、子ども・子育て会議でお諮りしたいと考えております。

続いて、４「主にガイドラインの検討状況」については、令和５年度から保育課と公立保育園の園長を中心に改正に着手しており、今年８月には、民間保育園に対して医療的ケア児の受入れやガイドライン改正のアンケートを行っているところです。

説明は以上です。

【嶋﨑会長】

ありがとうございました。

ただいま、「朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正」について説明をいただきました。ただいまの事務局からの説明について御意見、御質問ございませんでしょうか。

お願いします。

【大谷委員】

先ほどは名乗らずに話し始めてしまい、申し訳ありませんでした。

朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会の大谷です。よろしくお願いします。

医療的ケア児を民設保育園で受け入れるということについては、非常に責任が重いと感じています。今現在も、入園してみたらてんかんを持っていた、といったお子さんは結構いて、入園後に「お預かりできません」と非人道的なことはなかなか言えないので引き続きお預かりしている状況もあります。また、程度にもよりますが、痰吸引はすごく大変だと思います。研修に何日も行かなければならないですし、実習もしなければいけない、その期間、普段の保育に携わる職員体制に影響も出ることが考えられます。

その他、どの程度の医療的ケア児を受け入れるか、というところで、これは１つの保育園だけではなかなか手に負えないことではないでしょうか。例えば、朝霞市が地域の医療拠点であるＴＭＧあさか医療センターに交渉していただいて、看護師を派遣してもらうとか、何か別の手立てはないだろうかと思っています。

看護師を雇ったら補助を頂けるといった内容の文書を頂きましたが、お金の面だけではなく、やっぱり責任問題としてなかなか二の足を踏んでしまうかなというところです。

また、痰吸引等、本当にやるのでしょうか、というところをちょっとお伺いしたいです。

【嶋﨑会長】

いかがでしょう。

【臼倉主査】

お答えさせていただきます。

国の医療的ケア児支援法の趣旨ですとか、国のガイドラインで医療的ケア児の保育園の受入れというところにも、対応する医療的ケアとして様々な症例が書いてあります。その中には、痰の吸引についても書いてあります。

もちろん保育園の体制、在園する他の園児等と合わせた保育や運営の方針等もあるかと思います。全ての保育園で医療的ケア児の受入れをお願いすることが難しい状況にあるということは、こちらも理解しておりますので、民間の方々にも御協力いただける内容も含めたガイドラインを整備させていただき、今後、受入れに当たっては、そういった実例も重ねていきながら、１人でも多くの医療的ケア児の受入れについて考えていきたいというところでございます。

以上でございます。

【嶋﨑会長】

その他、いかがでしょうか。

【村山委員】
村山です。
今、公立保育園では、育成保育、加配保育を既に実施しているとのことですが、説明の中で公立保育園が１１園あるということでしたが、１１園全部で御対応いただいている状況でしょうか。

【臼倉主査】
本日の資料に記載があります、育成保育等の児童数という人数につきましては、育成保育につきましては公立保育園１１園で受け入れている人数を記載させていただいております。加配保育の人数につきましては、公立と民間保育園でも受け入れている人数を記載しております。
基本的には、公立保育園の全ての園で、加配を必要とする障害を持っている子、発達が気になる子がいらっしゃるというような状況でございます。

【村山委員】
１園何名ぐらい受入れ可能な状況かどうか、というのはわかりますか。

【臼倉主査】
原則、現時点では１施設当たり４名程度の加配を要する児童の受入れということを目安とさせていただいております。実態といたしましては、先ほど大谷先生もおっしゃっていましたが、受入れ後に加配が必要だという状況がわかることもございますので、４名を超えている保育園もあるような状況でございます。

【村山委員】
医療的ケア児をどこかの園で受入れされているということですが、医療的ケア児が１名入園すると４名入園できなくなると言ったバランスはあるのでしょうか。

【臼倉主査】
昨年度まで、医療的ケア児の受入れが１名、公立保育園でございました。今年度は卒園もあって０名という状況でございます。
１クラスの中に医療的ケア児がいると他の障害をお持ちの方を受け入れるのは難しいといったことはあるかもしれないですけれども、ただ、０歳児から５歳児のクラス運営や各クラスに在籍する障害のあるお子さんの状況で考えていく話になりますので、一概に医療的ケア児を１名受け入れたから他の子の受入れが難しいということではないと考えております。

【村山委員】
なるほど。ありがとうございました。

【嶋﨑会長】
その他いかがでしょうか。

ちょっとお聞きしますが、資料５の２に児童数の実績が出ていますが、表現として、児童数ではなく園児数の方がいいかなと思います。
令和４年度、育成保育２１に対して加配保育９８となっていますが、これは保育者の数が９８名ということでいいですか、それともこどもの人数ですか。

【臼倉主査】
説明や資料がわかりづらかったと思います。
令和４年度の加配保育９８となっておりますのは、加配をしたお子様の人数になります。
加配の割合というのは、１対１で対応する場合と１対２で対応する場合等が考えられますが、観察保育等を行いまして決定しているところでございますので、９８人のお子様に対して必ずしも９８人の職員が付いているということにはならないというところでございます。

【嶋﨑会長】
令和４年から令和６年にかけて、加配保育が増えていることが実績としてわかりました。

よろしいでしょうか。
こちらも保育園等運営検討部会で審議いただく形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、議題３を終結して、次の議題に移りたいと思います。

議題４「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

【伊地知園長】
それでは、私、本町保育園園長の伊地知と申します。本日はどうぞよろしくお願いします。
資料の別添１を御確認ください。
私から「『こどもまんなか社会』の実現に向けた取組の事例　本町保育園」おさんぽプラスの取組について御報告をさせていただきます。資料に基づき、お話を進めさせていただきます。

まず、おさんぽプラスの経緯と目的についてです。
経緯につきましては、２０２２年、溝沼保育園に十文字学園女子大学より御依頼を受けまして、十文字学園女子大学のキャンパス内において、こどもたちの興味・関心を大学側の専門的な理論を交えて遊びの展開を見取りたいということで、当時の溝沼保育園の５歳児が十文字学園女子大学のキャンパスに出向いて、キャンパス内での遊びを共に見取るということを行いました。翌年、２０２３年（令和５年）度より朝霞市の共同事業となり、この年より本町保育園が交流園となりました。
交流するに当たり、見取る場所を大学のキャンパス内ではなく、こどもたちが親しんだこの朝霞市の環境の中で見取りたいという希望をこちらから出しまして、本町保育園の近くにある、散歩先として親しんでいた朝霞の森を舞台とし、当時の５歳児がやりたいと言っていた遊びを見取っていくという計画を立てました。この見取りは、２０２３年に大学の方が計５回ほど保育園の遊びを見取っていただきながら進めてまいりました。
当日は、朝霞の森の素材を持ち帰るという用途でリヤカーを持って行きましたが、そのリヤカーを使った遊びや、大きな丸太を転がす遊びなど、こどもたちはいろんな遊びを展開していました。
こうした遊びの継続が、その後「海賊ごっこ」というものに繋がっていきます。
当時、あかりテラスというイベントを朝霞で行っており、そういったところも見に

行きながら、こどもたちはそこでの気付きも遊びの中に展開しておりました。
それらを通して見えたことは、私たちの保育の実践やこれまで培ってきた経験からの観点を大学側の理論に重ねて考察することで、こどもたちの姿ベースを保育所保育指針としっかり照らし合わせて保育実践ができるようになり、保育者の意識やアプローチのあり方が変わり、大きな資質向上及び共同的な保育展観に繋がったと考えております。
保育内容を共同認識及び共有するためには、従来のような記録のあり方では難しく、Ｗｅｂ記録、ドキュメンタリーション記録をすることで見える化でき、職員間のみならず、こどもたち及び保護者の方にも見える化ができ、対話にも繋がったと考えております。
２ページ目の写真は、そのときの取組内容を掲載させていただいております。

そして、昨年度、令和６年度より第六小学校との交流が始まりました。
これは、令和５年度の３月に本町保育園が第六小学校に５歳児を連れて、小学校の様子を見学させていただいた際に、第六小学校の当時の校長先生と遊びを通して、または総合的な観点を通して何か交流ができないか、というところから始めました。
こちらに書かれているタイトルのように「～一園一校からはじめよう～」という思いで始まった取組でございます。取組を通して、遊びと単元にかかるこどもの姿を情報共有することができ、それを「１０の姿」へと繋がりが見えてきました。
そのときの取組内容を後ろのホワイトボードに掲示させていただいております。こちらは、当時の担任が写真等を使って保護者会で保護者の方に向けて発信したものでございます。
こどもたちの遊びを、日常を通して見返す中で、非常に「穴」にかかる内容のものが多くありました。砂場で穴を掘る、または城山公園に遊びに行ったときは、蝉の穴への興味・関心とか。様々なところに「穴」があったため、そこで「『穴』って他にどんなものがあるだろうね」と声をかけたところ、当時、興味・関心を持っていた人の体にも鼻の穴、耳の穴等、いろんな穴があるということに気付き、お店屋さんごっこを通してゲーム屋さんで展開したという内容が書かれております。その内容につきましては、当時の広報あさか４月号に掲載させていただきましたが、第六小学校の２年生を招待してお店屋さんごっこを一緒に体験していただきました。
そして、今年度は「～こどものつぶやきからこどもの思いを繋ぎ、遊びを広げる～」というテーマで取り組んでおります。
現在、こどもたちは非常に妖怪に対しての興味・関心が広がっております。遠足で隣の志木市に出向き、志木市にあるかっぱのスタンプラリーをお散歩で活用したことで、その興味が広がっております。
このような中、第六小学校との交流では、こどもたちが「かっぱの好きなきゅうりを育てたい」、「きゅうりに虫が付いてしまって、その虫をどうしたらいいかわからない」といった質問を小学生に聞いてみたいということで、小学校に出向いて「きゅうりに付いた虫をどうしたらいいだろう」と相談をしました。ちょうど２年生が夏野菜を育てていたため、きゅうりに付いてしまった虫の対応について教えてくれた、ということがあり、現在も交流が続いております。
そして、そのときに朝霞ぐらんぱの会の方が第六小学校にボランティア活動に参加されていたのですが、その方が本町保育園にも来てくださり、野菜作りについて教えてくださっています。
また、７月にバス遠足で行った鉄道博物館での体験を、廃材を使ってジオラマを作る、電車やバスを作って、異年齢を交えての遊びを楽しんでおります。

そうした観点を、小学校の単元と重なり合う部分がないかというところで接続的な観点でも、第六小学校とカンファレンスを通して、深めている最中でございます。
来週８月２７日（水）には、「本町っ子のお化け屋敷」に第六小学校の１年生、２年生の先生方を招いて、そちらの様子を見てもらい、また幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有していくことになっております。
これまでは本町保育園と十文字学園女子大学で行っていたおさんぽプラスですが、これからの取組といたしましては、こども家庭庁が伝えている、遊びの量から質といった観点を公立全域に伝えていきたいと考え、各園のミドルリーダーを中心に遊びの質にかかるところについて今話し合いを進めている最中です。こちらにも、十文字学園女子大学の先生方に関わっていただき、一緒に遊びについて振り返りをしていきたいと思っております。
そして小学校との関わりも、第六小学校に居た校長先生が第五小学校に異動されたことをきっかけに、第五小学校とも接続的な観点の取組が今年度より開始しております。第六小学校とは、引き続き、単元を繋がっての可視化というところで進めさせていただいております。

これらを踏まえて、本町保育園の組織としての取組についてお伝えさせていただきます。
当時、こども家庭庁の創設に向けた「こどもまんなか社会」の検討が進められており、保育所保育指針においても、２０１７年改定となった内容では、全ての園において、全てのこどもに質の高い保育を保証することが求められておりました。
本町保育園において、質の向上に向けて、保育者が遊びを通してこどもの姿の語り合いの場を作り、保育者自身が自園に魅力を感じ、自園の保育に誇りを感じるようになったことで、ロイヤリティが高まり、質の高い保育へと繋がると考えました。これは、朝霞市が目指す「私が暮らしつづけたいまち朝霞」という将来像の基本概念においても、おさんぽプラスの取組を生かし、幼児期等の教育・保育の充実に繋がり、質の高い保育提供の指標に繋がるということも期待いたしました。
本町保育園は、組織目標を私が立てております。そうした目標を立てることで、一人ひとりの役割や期待したいことを伝え、日常的な振り返りや対話を各職員と行い、職員全員において、主体的で継続的な対話の取組、いわゆるＰＤＣＡのサイクルに沿ってこの内容に取り組むことで、組織的な意識の向上を目指していきました。
下に書かれている図につきましては、厚生労働省作成の「保育所等における保育の質の確保・向上に関する取組の全体像」になっており、こうしたところを土台に進めてまいりました。
そして、今年度の本町保育園の目標としては、
～多機能化と地域共創の園づくりを目指していく～
やってみよう！はじめの一歩
～みんなでつくろう！明日の保育園～
といたしました。
目的とねらいとしては、ノンコンタクトタイムにそれぞれの立ち位置から見えたこどもの遊びを振り返ることで、こどもの思いを繋ぎ、保育者や環境が提供するものや事柄を専門的な観点を踏まえて見取り、組織的な取組のあり方を考察し、発信していきたいというものとしております。
５ページの写真は、本町保育園がこどもたちのやってみようを保護者に向けて発信し、掲示したものになります。組織が十全に機能するために、何を目指して保育していくのかというビジョンや目的を明確に示す内容として発信しております。

これからの取組といたしまして、９月４日（木）にお茶の水女子大学の宮里暁美先生をお招きして、このおさんぽプラスの取組を振り返り、こどもの「やってみたい！」を見つめて育む保育をテーマに朝霞市と十文字学園女子大学との連携事業であるこどもの遊びと大学の専門性を取り入れた「おさんぽプラス」の取組により、こどもたちの興味・関心に着目し、保育していく中で、主体性が促され学びに繋がっていく様子や、園生活で得た学びが途切れることなく小学校に繋げることを目的として実施した小学校との連携事業について、講師とともに振り返り、こどもの「やってみたい！」を見つめて育む保育について御講演を予定しております。

終わりに、はじめの１００か月の育ちビジョンが公表されましたが、保育の中でこどものウェルビーイングを高めるために、ビジョンの中に示された「安心と挑戦の循環」は、こどもと保育者の関わりの中で、安心する、そしてまた、冒険や挑戦する、そういった中でこどもたちが不安になったときには、安心して受け止めて、また挑戦を繰り返す、そんな循環の中で、これが１日、１年と繰り返されていくことで、ウェルビーイングが高まり、こどもは成長していくと言われております。

保育園の大切な役割として、こどもたちが自ら行う豊かな遊びと体験に対して、身近に寄り添うことで「安心」という土台を築くことが、保育園が何より大切にしていく努めと捉え、「こどもの最善の利益を考慮し、保護者から信頼され地域に愛される保育園を目指す」ことを、これからも大切にしていきたいと思います。

駆け足となりましたが、以上となります。

【嶋﨑会長】

はい、ありがとうございました。

取組事例について説明いただきました。こちらの模造紙に取組概要が示されておりますので、会議終了後に御覧いただければと思います。

何か御質問、御意見ございますか。

【宮野委員】

すごく素敵な取組だと思いました。

先ほど、公立保育園の今後のあり方についての議論の中で、予算の話が出たばかりですが、令和４年の時点で公立保育園の数は減少しているもののお金がかかっていることを説明された後で、同じく令和４年から新しい事業を始めているということについて矛盾しているように感じたため、どういうことなのかお伺いしたいです。

【玄順次長】

先ほども御説明いたしましたが、朝霞市のお子さん、全ての方に対して、こういった保育を続けていきたいというのが朝霞市としての考えです。しかしながら、どうしてもすぐに全園一斉に事業を実施することができないため、まずは公立園の１園がモデルケースとなって今回のような事業を実施しております。９月４日（木）の講演会では、民間の保育園関係者の方にもお話を聞いていただき、朝霞市としては、保育園全てがこどもまんなか社会に向けた保育の実践ができるような形として実施していきたいという思いで、この事業を進めているところでございます。

先ほどの公立保育園のあり方という話になりますが、公立保育園が存在する意義としては、先ほども申し上げたセーフティネットという部分もありますが、いろいろな保育園の先行となるようなことを実施しつつ、全体に広げていくということも公

立保育園の仕事と考えておりますので、今回のような新しい事業を実施していくことにも、当然お金をかけてやってきたと考えております。限られたお金をどのように使っていくかという話が、最初にもありましたが、やはり１番はお子さんの成長に対してどれだけお金をかけていくか、というところだと思っておりますので、どこにお金を多く出していくかということも含めて、今後検討していきたいと思っております。
　以上でございます。

【宮野委員】
　この事業というのは、保育園費の中から実施しているということですよね。

【玄順次長】
　実際、この事業の予算はほとんどかかっておりません。材料等の部分については当然かかっておりますが、十文字学園女子大学との共同事業として実施しておりますので、謝金等これに係る特別な予算は今のところない状態です。

【宮野委員】
　今後、拡大していくというお話でしたが、その際には予算も拡大していくということになりますか。

【玄順次長】
　お金のかけ方というよりは、どのように人と人が繋がっていくのか、地域と繋がっていくのか、学校等と繋がっていくのか、というような広がりを考えております。こどもたちが関心を持っていることを保育者が見つけて、どのように発展していくのか、人を育てるということ、人との繋がりを深めていきたいというところを主眼にしていきたいと考えております。

【宮野委員】
　わかりました。ありがとうございます。

【嶋﨑会長】
　率直な疑問を投げかけていただきありがとうございます。
　はい、どうぞ。

【平田委員】
　あさかプレーパークの会の平田です。よろしくお願いいたします。
　私自身が保育士をしておりまして、保育士としてもプレーパーク関係者としても、おさんぽプラスというこんな素敵な取組をしていたんだなと、今回初めて知りました。市内の人にもっと知ってほしいなって思ったのが、最初の感想です。
　プレーパークにはいろいろなものが揃っています。公立保育園だけでなく、私立保育園にもぜひ利用していただき、自分のやりたいことができる、叶えてくれる大人が保育園以外にも親以外にもいるということ知ってもらえるいい現場だと思います。
　ぜひプレーパークを保育の１つの遊び場として捉えていただいて、大人も焚き火に来ていただいたり、多くの方に利用していただきたいなとこの取組を見ながら思いました。よろしくお願いいたします。
　以上です。

【伊地知園長】
今回、朝霞の森を使用する際には、遊びに関わることであさかプレーパークの会のみなさんには様々なアイディアを頂きました。保育園にも来ていただき、夏遊びに関しても「こういうことをやってみたらいいですよ」とか、本当にいろいろな御協力をいただいております。感謝しております。ありがとうございます。
この取組に関して、朝霞ぐらんぱの会、第六小学校と、朝霞市にいるこどもたちのために本当にたくさんの関係機関の方がこの取組に賛同してくださり、協力いただくことで行うことができたと心から感謝しております。

本日もこどもたちはお化け屋敷でとても盛り上がっていました。
朝霞ぐらんぱの会の方には、海賊船を作るときには「木を使って作りたい」、「作るときにはトンカチや釘も使いたい」というこどもの思いに快く応えていただき、指導や見守りのおかげでこどもたちに豊かな経験をさせてあげることができたなと思っております。

朝霞市公立保育園はこどもの保育のために様々な自主勉強会を行っております。予算とは別に、日々の保育のために保育者たちも頑張っております
今日はこのような機会をいただきありがとうございました

【村山委員】
村山です。
本当にこの取組はすごく素敵だなと思いました。
私のこどもは、今、第五小学校に通っています。校長先生から保育園のお散歩と小学校で交流がありました、というお話を聞いたことがあり、多分、この事業に関連しているのかなと思いました。保育園側だけではなくて、小学生側にすごくいい影響があると感じましたので、ぜひ広げていただきたいなと思いました。
これはすごく個人的な意見になりますが、この事業をぜひ学童でも取り組んでいただきたいなと思いました。今、私のこどもは学童に通っており、夏場は暑くてほとんど外に出ることができません。夏休み中は、ほぼ、朝９時から夜７時ぐらいまで学童の部屋の中で缶詰状態です。普段も学校が終わった後、学童の中で過ごすため、なかなか外に出る機会がありません。そのため、体育館を使用させていただくことはできないか、と直接学童運営の方や校長先生にもお話をしていますが、どう橋渡しをしたらいいのか、ちょっと手をこまねいております。
民設の学童は公園に行くこと等があるようですが、公立の学童の場合は、体育館があるのに体を動かすことができないという状況で毎日を過ごしているので、ぜひ月に１回、半年に１回でも、部屋の中で過ごすことが多いこどもたちのために、何かできる取組がありましたらすごく嬉しいなと思いました。ぜひ、小学校にも広げていただきたいです。御検討ください。ありがとうございます。

【嶋﨑会長】
はい、どうぞ。

【原委員】
ハッピィスマイルの原と申します。
今の活動の中で、朝霞ぐらんぱの会の紹介が度々ありましたけれども、私は１３年ぐらい朝霞ぐらんぱの会で活動をしております。市内の保育園、小学校、それから学

童等にいろいろな形で顔を出しております。
　最近、こどもまんなか社会ということが盛んに言われておりますが、まだまだ、これからやっていかなければいけない課題があると感じております。
　１つは、朝霞でも２０以上の子育て支援サークルが活動をしています。ところが、横の繋がりがなかなか取れていないという部分がありますので、ネットワークを密にして活動していけたら、と感じています。
　もう１つは、子育て支援団体の高齢化です。朝霞ぐらんぱの会について申し上げますと、市の育児支援事業として実施された講座の受講者で構成されており、主に６５歳以上のシニア男性が中心でした。ところが、十数年経った今、活動する側、全員の高齢化が進んでいます。ここの立て直しが必要だと思いますし、これは朝霞ぐらんぱの会に限らず、子育て支援をしている団体に共通した課題だと聞いております。
　また、朝霞市は、近隣、特に都内からの子育て世帯の転入者が多く、核家族化の増加という点について、子育てを行う中でどのように関わっていくか、という課題があるのではないかと感じております。
　今、新しく放課後子ども教室という事業が始まりましたが、これらの課題を解決、改善するためには、地域の方の力、持てる力を、保育園、幼稚園、小学校、それから学童へ集める仕組みづくりをもう１度取り組んでいただけたらというふうに思います。ぜひとも御検討ください。

　私は、今、朝霞ぐらんぱの会と併せてハッピィスマイルの活動をしております。実は、朝霞ぐらんぱの会の活動はどうしても学校等大きな団体相手が中心の活動となっております。子育て支援は、様々な方、場所等で必要とされています。逆に、ボランティア活動をしたいがどうしたらいいだろうか、と悩んでいる方もたくさんいます。ハッピィスマイルでは、支援したい方等を繋ぐ活動もしておりますので、こちらにつきましても、ぜひとも皆様方の御支援をいただきたいです。すいません、長くなりました。

【嶋﨑会長】
　ありがとうございます。
　取組事例の報告から、それぞれの立場で意見交換できたことは非常に良かったなと思います。こういったことが繋がり合って、繋がりが広がり、繋がっていくといいなと思いました。ありがとうございました。

　それでは、次に「こども家庭センターの取組について」報告があると聞いておりますので、お願いいたします。

【渡邉室長】
　朝霞市こども家庭センターの渡邉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　今回はこども家庭センターで行っております業務と、今後考えております新たな取組につきまして、御説明をさせていただければと思います。
　今日お手元に、別添２「こども家庭センターの『新たな取組』について」ということで、資料をお配りさせていただいております。こちらに沿って御紹介をさせていただきます。
　まず３ページ、こども家庭センターの開設につきまして、第１回子ども・子育て会議でも少しお話しさせていただきましたが、今一度、お話しさせていただきます。

朝霞市では、本年４月１日より健康づくり課とこども未来課の一部業務が１つになり、母子保健業務と児童福祉の一体的支援を目的といたしまして、朝霞市こども家庭センターを朝霞市保健センターの１階に開設いたしました。この朝霞市こども家庭センターは、昨年度まで朝霞市保健センター内の健康づくり課で行っておりました、妊産婦の方へのケア、あるいは乳幼児が健やかに育んでいくための健診事業などといった母子保健業務、市役所本庁舎のこども未来課で行っておりました児童虐待や家庭児童相談、これらのこども相談業務が一体となり、朝霞のこどもたちにきめ細かく切れ目のない支援を行っていくことを目的に設置されたセンターでございます。

４ページ目、妊娠・出産・子育てに関する総合窓口として、次のような業務を行っております。

まず①、妊娠前から、出産までの母親とそのパートナーからの相談や質問として、出産準備や費用について、里帰り出産について、妊娠中から産後の健康管理はどのようにしたらいいか、あるいは、出産、子育てについて相談者がいなくて不安などと言った内容を伺い、その方々に沿ったアドバイスをさせていただいております。

続いて②、産後から子育て期間の母親とそのパートナーから、母乳、ミルクや離乳食のこと、子育てが大変で自分の時間がない、育休や復帰時期についてどのようにしたらいいか、あるいはこどもの成長、発達が非常に心配だ、などといった質問等がございます。こういった場合も、適宜必要な相談・支援を行っております。

続いて５ページ、③子育て支援の１つでございますが、児童相談所や学校機関等と連携し、児童虐待への対応、ヤングケアラー等の疑いのあるこどもへの支援、何らかの事情によって家庭での養育が受けられないこどもに対して、里親と連絡を取り合い、ショートステイの依頼をする等、こどもたちを守るための支援を行っております。

こうした取組を行っていくために、専門機関と日々情報を共有し、地域ぐるみで一体となって連携することで、一人一人、一世帯ごとに寄り添った支援を提供させていただいております。

その他、今後の新たな取組として、今年度開始予定の事業が３つほどございますので御紹介いたします。

１つ目が８ページ、産後ケア事業です。こちらは、出産を終え退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う必要性を鑑みまして、現在行っている訪問指導型に加えて、宿泊による休養の機会を提供する「ショートステイ型」、あるいは、施設に来所いただくことできめ細かい支援を提供する「デイサービス型」による支援を実施していきたいと考えております。

現在、施設等、関係先と調整を進めているところで、この秋、１０月頃からの開始に向けて動いております。

続いて、９ページの緊急サポート事業でございます。

現在、ファミリー・サポート事業において、育児の手伝い、お子さんの送迎、あるいは預かり等を行っているところですが、夜間や早朝、あるいは宿泊等も対象とした事業として、「緊急サポート事業」を開始したいと考えております。

こちらの事業は、サポート会員の募集を９月から始め、１０月から事業を開始する

ような形で進めているところでございます。
　最後に３つ目、子育て支援アプリの導入を考えております。
　今現在、スマートフォン等を活用したデジタル化が進んでおり、母子保健の界隈でもますますのデジタル化が進んでいます。
　昨今、子育て支援のツールにも様々なものがございます。朝霞市においても、産前産後、あるいは子育て期である世帯の方々の利便性の向上を図るために、今年度中の導入を目標に、今、整備を進めさせていただいております。
　導入後の効果として考えられるのは、アプリ上に朝霞市の子育て情報の掲載、閲覧、対象者への子育て情報のプッシュ配信等が可能となります。これにより、対象者が情報を知らなかった、各種申込み忘れ、あるいは給付支援等が受けられなかった、といったことを防ぐことができると考えております。このアプリ機能を使い、お子さんの健診情報、予防接種の情報等をお父さん、お母さんで共有することも可能となる予定です。また、予約機能やアンケート機能を使うことで、窓口等で時間がかかる煩雑な手続等の時間短縮が見込まれます。
　いずれにいたしましても、市と子育て中の市民の皆様が、子育て情報をお互いに共有でき、スムーズな支援に繋がっていくことを期待して導入を考えております。

　こども家庭センターでは、これらの新しい取組を実施し、未来を担う朝霞のこどもたちが、健康で明るくすくすくと成長し、保護者の皆様にとっても、朝霞市で子育てをしてよかったと実感していただけるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。
　以上で説明を終わらせていただきます。

【嶋﨑会長】
　ただいま、こども家庭センターの現在の取組、後半は新たな取組について説明をいただきました。何か御質問、御意見ございますでしょうか。

　お願いします。

【大谷委員】
　大谷です。
　こども家庭センターがどういうところなのか、ということが今よくわかりました。
　前回の会議で、こども誰でも通園制度の話が出ましたが、この制度では、産後に悩みを持たれた方、母子で保育園に通園という内容もあったと思います。これはこども家庭センターの産後ケアについてと非常にリンクしていると思います。リンクしている割には、全然、お互いに何もわかっていないという印象を受けました。朝霞市として連携できるような仕組みを何か作っていただけるといいのかなと思いました。

【玄順次長】
　こども誰でも通園制度については、前回会議ではこどもの視点として御説明させていただきました。母子についての支援もございますので、その部分についてはどのように連携を図っていくか、今後検討していきたいと思っております。
　先ほどの保育園の話もそうですが、やはりその施設だけで全てを解決するということは難しい時代になっておりますので、連携可能となる部分やどのように連携していくか、連携体制等の整備の必要性等を課題として認識しておりますので、今後調整していきたいと思います。

以上です。

【嶋﨑会長】
その他、いかがでしょう。

【渡邉委員】
渡邉です。
産後ケア事業の実施については、地域によって差があるのではないかと思います。ニーズのある事業だと思いますので、希望する方々のために早急に対応いただくようよろしくお願いします。
昭和育ちの私たちは、多分、赤ちゃんのときにたくさんの人に抱っこしてもらっていたと思います。今の赤ちゃんは、当時のような、たくさんの人に抱っこしてもらう機会はそう多くはないと思います。大人も、赤ちゃんを第三者に抱っこしてもらうような関係性を作るチャンス、交流がだんだん減ってきて、子育てに対する不安も多い時代になっているのかなと感じます。こういった不安を解消するための制度の紹介等について、市からアナウンスがありますが、関係性を作る、ネットワークへ繋がるためにはどうしたらいいのかわからない、という人もすごく多いと思います。
ＳＮＳはすぐに情報を入手できるので、関心のある方はアクセスすることで１歩踏み出すことにも繋がるかもしれませんが、どうやって大人自身が関係性を作って、安心して子育てができる環境を作っていくか、ということも課題なのかなと思います。
また、こどもについても、成長して小学生になったときに、親が付き添わないと行動できないという状況や社会に、正直、違和感があります。しかし、実際のところ付き添いが必須となっている、こどもだけでの行動が難しい時代になっています。
こういった背景には、いわゆる専業主婦と言われる方々が地域の村社会という組織を作り、支えていたが、この組織が弱体化して友達が減る、異年齢と付き合う機会が減り同学年としか付き合わない、といった状況からきているのかなと。
こどもだけではなく、大人に対しての支援等も検討していく必要があるといいのでは、と思っています。
以上です。

【平田委員】
あさかプレーパークの会の平田です。
こども家庭センターへの相談内容として、不登校について、不登校児の親が相談することは可能ですか。

【渡邉室長】
こども家庭センターには、家庭児童相談室がございますので、こちらに御相談いただくことが可能でございます。

【平田委員】
不登校児の親も、こども家庭センターに相談できるということですか。

【渡邉室長】
可能です。

【平田委員】
　他の近隣地域に比べて、朝霞市は不登校に対する対応がすごく後手後手になっていると感じています。他の地域の方と制度やフリースクールなどについて話していると「えっ、ないの？」といったリアクションがあります。
　現在、不登校児童・生徒が一学年に何人もいる状態であるにもかかわらず、この新事業の中で不登校の文字を一生懸命探しましたが見つけることができませんでした。不登校に対しても何か対応していただきたいなという思いが高まりましたので、お伝えさせていただきます。
　お願いいたします。

【吉村委員】
　こどもの居場所ネットの吉村です。
　つい先日、私が携わっているこども食堂で気になる御家庭があったのでこども家庭センターにお電話をさせていただきました。気になった点についてですが、虐待プラス、ヤングケアラーの疑いがあったので、その旨を電話対応していただいた方に相談しました。しかし、こちらが相談を終えた際には「内容は把握しました。今後の対応についてはどうしますか？」といった対応だったように感じました。
　案件が重ければ児相に繋ぐ等あると思いますが、私たちみたいな団体から相談する場合、「これは児相に繋いだ方がいいですか？」と問い合わせるべきなのか、「こういった家庭があるので、児相に繋ぐかどうかを御判断ください。」と投げかけるべきなのか。こども家庭センターが、具体的にどういった内容についての、どこからどこまでの範囲を担当されているのか、どういう役割なのか、といった点が、この前、私がお電話したときにはちょっとわかりませんでした。
　なので、こども家庭センターの役割を教えていただきたいのが１つと、今こども家庭センターに担当の方が何人配置されているのか、あともう１つが、４月からこども家庭センターが開設されて、我々みたいな団体からの相談や本人からの相談もあると思いますが、１日どのぐらいの相談件数があるのか、実績を知りたいです。

【渡邉室長】
　まず、こども家庭センターでは児童虐待等についての相談業務を行っております。
　警察、朝霞児童相談所、同じ市役所内で例を挙げますと、障害福祉課や生活援護課等、様々なところから連絡を受けます。連絡を受けた際には、これらの関係機関、部署等と情報共有及び連携し、必要に応じて、我々が逐次家庭訪問等で御自宅に伺い、状況を確認する等の対応をしています。
　あと、吉村委員から御提供いただいた情報や相談内容等については、職員が記録を作成し、その後、記録を基に週２回ほど実施する受理会議という会議で共有しております。この会議は、室長である私と室長補佐、こども相談係の職員で行い、連絡を受けた内容及び事例についての報告と今後の対応等について検討していくものになります。
　続いて、２つ目、担当職員の人数についてですが、係長以下５人と、先ほど申し上げました家庭児童相談室で４人勤務しておりますので、合計９人で業務に当たっております。
　最後に、１日当たりの相談件数についてですが、多い日で１０件近く、少ない日でも２、３件ほどは電話や来所での御相談を受けている状況でございます。

【片山委員】
　あさか子育てネットワークに所属しています、ＮＰＯ法人美えな塾の片山と申します。
　ＮＰＯ法人では、産前・産後ケアと育児支援を行っております。ずっと都内や他市からネウボラ事業の委託を受けてきましたが、なかなか朝霞からは声がかからなかったので、今回、新しい取組が予定されていることについてとても嬉しく思っております。
　産後ケア事業が１０月から開始されるということですけれども、もしその施設が決まっているのであればお伺いしたいです。それから、個人で助産院を開業された方の中には、産後ケア事業に力を入れていきたいという方も居ますが、現状、なかなか業務委託と言いますか、契約ができないという状況です。自費で事業を始めるには、利用者から高額な利用料を頂かないと経営が成り立たない。でも、実態を見ると高額な利用料を設定しお支払いいただくことは難しいので、もう身銭を切ってやっている、という方もたくさんいます。例えば、今後、朝霞市以外の助産院等との契約を検討しているかどうか、というところもお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

【渡邉室長】
　今のところは、富士見市のイムス富士見総合病院、恵愛病院に提案をしており、今後につきましては、開拓していく方向で担当と話をしているところでございます。
　市外の助産院との契約については模索中でございます。

【嶋﨑会長】
　よろしいでしょうか。
　非常に闊達な意見が出ましたので、時間が延びてしまいましたが、これで議題は全て終わりました。

　最後に全体を通して、何か御質問、御意見ございますか。

　それでは、御質問がないようですので、終了させていただきます。
　以上で議題内容は全て終わりましたが、最後に、本会議の議事録等の手続につきましては、会長及び副会長に一任いただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

【各委員】
　異議なし

【嶋﨑会長】
　それでは、これで、議長の座を降ろさせていただきます。
　闊達な意見交換、ありがとうございました。

【山守係長】
　嶋﨑会長、議事進行ありがとうございました。
　また、委員の皆様におかれましても、長時間の御審議ありがとうございました。
　最後に、次回の会議日程について、事務局からお知らせします。

【高橋課長】
　皆様のお手元に封書があるかと思います。１１月７日（金）に第３回の会議を予定しておりますので、出欠の御連絡等お願いできればと思います。
　よろしくお願いいたします。

【山守係長】
　次回、第３回朝霞市子ども・子育て会議は、令和７年１１月７日（金)、午後２時からゆめぱれす２０１会議室を予定しています。
　出欠確認票につきましても、令和７年１０月３１日（金）までに、メール、郵送、電話、ＦＡＸ等でこども未来課へ御提出をお願いします。
　以上で、令和７年度第２回朝霞市子ども・子育て会議を終了いたします。
　なお、保育園等運営検討部会に所属する委員の皆様につきましては、部会の日程調整をしたいので、今のお席のままお残りいただきますようお願いいたします。
　所属につきましては、資料５－３を御覧ください。
　以上になります。

　ありがとうございました。